

平成 2 5 年 1 2 月 5 日改訂

## 耐震診断評定手数料

## 1. 新規申請の場合の評定手数料

【表 1】に掲げる額を基本とします。【表 2】又は【表 3】に該当する場合は、それぞれ加算又は割引をいたします。また、2. に該当することとなった場合、評定手数料とは別に、記載の手数を請求させていただきます。

【表 1】基本額（消費税別）

申請建築物等の延べ面積	評定の区分 耐震診断の評定	耐震改修計画の評定	耐震診断及び耐震改修計画の評定
500 m <sup>2</sup> 以下	180,000円	270,000円	360,000円
500 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下	240,000円	320,000円	430,000円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以下	300,000円	400,000円	540,000円
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下	400,000円	540,000円	720,000円
10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以下	500,000円	670,000円	900,000円
20,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	別途見積もり額 (A)	別途見積もり額 (B)	(A+B) × 0.8

【表 2】加算額（消費税別）

(1) 第 3 次診断等を用いて診断される場合	【表 1】の 2 割相当額を加算
(2) 高度な検証法（時刻歴応答解析等）を用いて診断されている場合	【表 1】の金額に 500,000 円を加算
(3) 特殊な工法、材料、技術等が採用されている場合	別途算定
(4) 構造形式が複雑な場合	

【表 3】割引額

申請者が次の各号のすべてに該当する複数の建築物等を同時に申請する場合。 (1) 同一の設計による建築物等であること。 (2) 同一の診断者であること。 (3) 同一の耐震診断又は耐震改修計画であること。	二棟目以降の手数をについて、【表 1】及び【表 2】により算出された額の半額とします。
--	---

## 2. 現地調査手数料等

審査段階（変更申請を含む）で次に該当することとなった場合、評定手数料とは別に、記載の手数を請求させていただきます。

(1) 審査上必要が生じ、現地調査を行った場合	現地調査手数料（財団が現地調査に要した額）
(2) 申請者の申出により 6 ヶ月間の業務期間が延長された場合	別途算定

### 3. 評定後の変更手数料

既に交付された評定書、評定報告書、申請書又は申請図書の記載事項の一部を変更する場合の手数料です。原則として、下表の手数料を基本とします。

なお、耐震改修計画の抜本的見直しを行う場合は、新規案件として取り扱います。

変更の区分	変更の内容等	手数料（消費税別）
(1) 軽微な変更	申請者名、建築物等の名称等で技術的内容に関わらない変更	30,000 円
	施工計画の都合等による変更で、上記以外の軽微な変更	60,000 円
(2) 「軽微な変更」以外の変更	部会、委員会審査にて、検討を要する変更	「1. 新規申請の場合の評定手数料」で算出される額の4割
	改修工法及び診断方法等の基本的事項の変更	「1. 新規申請の場合の評定手数料」で算出される額

### 4. 評定書等の再交付を行う場合の手数料（消費税別）：10,000 円